

令和4年度

当初予算編成事務説明会

【本編】

令和3年9月30日

可児市企画部財政課

令和4年度から令和7年度までの財政フレームの推移(一般会計)

【歳入】

(単位:百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市税	13,655	13,911	14,351	14,202	14,308
地方譲与税	2,667	2,687	2,730	2,750	2,752
地方交付税	1,850	1,856	1,856	1,853	1,850
国県支出金	6,085	6,438	6,195	6,329	6,426
地方債	1,840	1,500	1,700	1,800	1,500
その他	3,283	2,381	2,384	2,383	2,382
合計	29,380	28,773	29,216	29,317	29,218

【歳出】

(単位:百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
重点事業	政策的事業	4,590	4,582	4,829	5,837	4,656
	投資的経費	1,390	1,098	1,203	1,743	1,391
	その他事業	3,201	3,484	3,626	4,094	3,265
	重点事業の社会保障費等	5,408	5,682	5,830	5,988	6,151
	扶助費	5,408	5,682	5,830	5,830	0
基礎的経費	基礎的経費	19,382	20,116	20,793	20,060	19,732
	人件費	4,184	4,226	4,282	4,261	4,190
	投資的経費	92	244	89	176	150
	扶助費	2,703	2,759	2,762	2,766	2,771
	一部事務組合負担金	1,877	1,938	1,947	1,949	1,961
	繰出金	3,479	3,530	4,068	3,189	2,968
	公債費	2,461	2,554	2,566	2,573	2,576
	その他事業	4,586	4,865	5,079	5,146	5,116
合計	29,380	30,380	31,452	31,885	30,539	

(単位:百万円)

収支(歳入－歳出)	0	△ 1,607	△ 2,236	△ 2,568	△ 1,321
-----------	---	---------	---------	---------	---------

Ⅱ 令和4年度予算編成 留意事項

【基本的留意事項】

新型コロナウイルス感染症は、発生から1年以上経った現在も感染を抑え込むことができず、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、地域経済は大きく低迷し、市内企業や飲食店などの経営状況は厳しさを増しています。また、市民生活も経済的困窮者の増加とともに、日常活動の制限・抑制などによる精神的負担も増大しています。

こうした状況に対し、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策については、国や県の政策や関係団体などとも連携しながら、積極的な支援を継続して進めます。また、こうした危機的状況を大きな転機と捉え、危機克服とウィズ／アフターコロナにおける事業のあり方を検討するとともに、事務事業を徹底的に見直し、ビルド・アンド・スクラップを積極的に進めることとします。

1. 予算編成の基本的な考え方（再掲：令和4年度当初予算編成の基本方針より）

すべての事業について、社会情勢や将来見通し、財政状況等を勘案し、事業の目的やねらい、目標を明確にしたうえで、予算編成を進めること。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応事業を除き、市政経営計画に位置付けられた事業であっても、原則、一般財源の増額を伴う新規事業は認めません。
- (2) すべての事業について、原則、前年度予算額以下とします。さらに国県等補助事業を除き、事業縮小・延伸等の調整を実施します。
- (3) 事業の事業効果、必要性、効率性の検証により、改善すべき課題を抽出し、事務事業の見直しを行います。見直した内容を予算編成に反映させます。
- (4) 感染拡大防止対策の強化と社会活動の両立を図るとともに、地域経済の速やかな回復を目指します。

2. 予算編成における取り組み（一部を除き再掲：令和4年度当初予算編成の基本方針より）

(1) 点検結果を踏まえた予算要求

- ①令和2年度重点事業点検報告書の指標の結果分析及び今後の課題、また今年度の事業状況の効果検証を踏まえ、事業内容を精査したうえで、予算要求を行ってください。
- ②重点事業以外の事業であっても、令和2年度及び今年度の事業実施状況を踏まえて、検証・分析を行い、今後の課題を抽出するとともに、課題解消に向けた取り組みを検討し、それを踏まえた予算要求を行ってください。
- ③課題の抽出にあたっては、事業の効率性向上（事務の効率化、費用対効果等）や財政負

担の軽減（適正な受益者負担、管理手法の検討等）等、事務事業の改善の視点で行ってください。

(2) 「財政フレーム（調整後）」をベースとした予算要求

- ①財政フレームをベースとした要求を徹底するとともに、重点事業以外の事業の削減だけでなく、重点事業についても事業内容を精査し、事業計画の熟度や具体的な事業内容によって事業費の削減又は延伸等を検討したうえで予算要求を行ってください。
- ②「財政フレーム基礎調書兼重点事業調書」に記載した課題に対する令和4年度の改善ポイントを実現する内容としてください。

(3) 歳入の確保

- ①国や県の補助制度の動向を十分注視し、活用可能な制度を適切に予算に反映させてください。ただし、補助制度があっても、人的負担や後年度の財政への影響等を十分に認識したうえで活用を検討してください。
- ②市税等の滞納額の縮減を図る方策を着実に進めるとともに、未利用財産の売却や施設の複合的な活用などに努めてください。
- ③ふるさと応援寄附金や広告収入などの外部資金の獲得にさらに積極的に取り組んでください。

(4) 予算要求における積算精度の向上

- ①前年度までの決算状況を分析し、積算方法等の妥当性を十分に検討してください。
- ②原則、2社以上の参考見積りを徴収するなど、積算根拠を明らかにしてください。
- ③予算の流用が非常に多くなっています。前年度の流用の状況を検証し、その結果を予算要求に反映させてください。

(5) 民間活力と市民力を活かす

- ①民間事業者任せられる業務については、積極的にその内容を検討し、指定管理者制度への移行や民間委託等を進め、将来を見据えて、職員が市民サービス向上のために、より創造的な業務に取り組むことができる環境を整えることを目指してください。
- ②NPOや市民団体、ボランティア等への委託等を通じ、市民力が活かされるよう、共助の仕組みを一層整えてください。

(6) 公共施設等マネジメントと連動した予算要求

- ①施設の建設、改修（設計委託を含む）に係る予算要求については、財政課に提出した施設改修要望調書の案件のみとし、原則として個別施設計画において改修を予定しているもの及びマネジメント戦略委員会及び推進会議で承認されたものとします。
- ②予算規模の大きい建設事業（大規模改修事業を含む）については、予算要求の段階で実施設計が完了していることを原則とします。

(7) 決算にかかる議会・監査委員の意見等の反映（追加）

前年度決算認定等に伴う議会及び監査委員の意見や指摘事項等については、その趣旨を十分検討し、予算要求に反映させてください。

【個別留意事項】

1. 歳入に関する事項

(1) 市税及びその他の債権

- ①税制改正及び経済動向を十分把握し、課税客体の完全な捕捉と課税の適正化に努め、的確な年間収入見込額を計上してください。
- ②引き続き適正な調定、徴収に努め、より一層の収納率向上に取り組み、税込等の確保を図ってください。
- ③滞納については、現年度分の早期対応とともに、過年度からの繰越分については、滞納整理により最大限の徴収努力を尽くしてください。

(2) 使用料及び手数料

行政サービスのコスト等を正確に把握し、また近隣市町村との均衡も十分考慮して適正な受益者負担額を徴収してください。

(3) 国・県支出金

国県等の制度・施策の見直し及び予算の動向等に十分留意し、関係機関とも綿密な連絡をとって補助基本額、補助率、負担区分等を的確に把握し、確実な収入見込額を計上してください。

(4) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、効率的な運用を図るとともに、積極的に市有地の処分を進め、収入見込の確実なものを計上してください。

2. 歳出に関する事項

(1) 人件費

再任用職員・会計年度任用職員の活用、仕事量の増減の的確な把握等により、適正な人員配置に努め、職員数の抑制を図ってください。

(2) 扶助費

対象者の把握を確実にし、対象者の見積りが過大とならないようにしてください。特に過去の決算（不用額）を十分検証のうえ、真に必要な額を計上してください。

(3) 一部事務組合負担金

団体との十分な調整のうえ、適正な要求を行ってください。（組合の予算執行について、市の予算執行（当初予算事務処理要綱）に準じた積算であるか確認するとともに、事業の延伸等による負担金の減額も含めて検討を行ってください。）

(4) 繰出金（特別会計及び企業会計の経営努力）

- ①徹底した事務事業の見直し、経営努力による経費の削減や収納率の向上対策を講じ収入の確保とともに、経営体質の改善を行い一層の健全経営に努めてください。
- ②一般会計自体が非常に厳しい財政状況にあることを踏まえ、（特別会計）一般会計からの繰入金と、（企業会計）一般会計からの負担金は、基準内と基準外を明確にし、単に財源不足分を一般会計に依存しないようにしてください。

Ⅲ 令和4年度当初予算編成の流れ

